



## いつも地域の見守り活動に御協力いただきありがとうございます

1月に発生しました能登半島地震では北陸地域を中心に大きな被害に見舞われたところですが、皆様におかれましては、お変わりございませんか。

今年度は新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類となり、久しぶりに再開された地域活動も多かったのではと存じます。京都府消費生活安全センターでは、例年同様、10月の「京都府くらしの安心・安全推進月間」にあわせた概ね9月～11月に、くらしの安心推進員・コンシューマーボランティアの皆様へ、啓発資材を活用した見守り活動をお願いしました。今年度は59名の方々から啓発資材の申込みをいただき、地域の集会や、サークル活動の場などでご活用いただきました。見守り活動にご協力いただいたことに心から感謝いたします。

皆様より、啓発活動において工夫されていることとして、ご教示いただきました内容の一部をご紹介します。今後とも、よろしく願いいたします。

高齢者の健康教室やサロン等や、地域の一人暮らしの高齢者に配付している。

電話の対応や最近あった不審な出来事などの相談・情報の共有などを行っている。

例示し、参加者からの具体的な体験を引き出す。身近な事例は印象に残る。

チラシ等を見て、会合の時に説明をしている。

啓発資材とチラシをホッチキスで留めて、目を通してもらえるようにしている。

地域の「ニュース」に、推進員だよりからの抜粋を掲載している。

## ♣️コンシューマーボランティアに関するお知らせ♣️

### コンシューマーボランティアへのご登録のお願い

地域に密着した消費者啓発及び見守り活動を行う「京都府コンシューマーボランティア」を募集しています。くらしの安心推進員の方におかれては、ぜひ、動画による養成研修を受講(視聴)いただき、ボランティアに登録をお願いいたします。

【養成研修の受講方法(オンラインでの動画視聴)】  
<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/volunteerseminar2022.html>

※DVDでの視聴をご希望の方は、京都府消費生活安全センター(電話:075-671-0030)までお問い合わせください。

### 大学生と合同でコンシューマーボランティア交流会を開催します

コンシューマーボランティア(大学生・一般の方)の交流会を開催します。参加希望の方は、京都府消費生活安全センターまでご連絡をお願いします。【2/22(木)×切】

- ・日時:3/8(金)13時30分～16時
- ・場所:京の食文化ミュージアム・あじわい館(京都市下京区中堂寺南町130 京都青果センタービル3階)
- ・内容:エシカル消費の体験型強会(だし巻き卵調理体験)、活動報告等

ご注意ください!

# 最近こんなトラブル増えています!

～最近の「見守り新鮮情報」(国民生活センター発行)より～

## その警告画面は偽物! サポート詐欺に注意

### [ 事例 ]

パソコン使用中に「ウイルスに侵された」と警告画面が出て動かなくなった。大手ソフトウェア会社のマーク等とともに電話番号が表示されたので信用し、電話をすると「遠隔操作で復旧させるのにサポート契約が必要」と言われ、その契約のため、コンビニで電子マネーを購入し番号の入力が必要とのことで、5万円分購入し入力したが「入力間違いで無効になった」などと言われ、何度も購入と番号の入力をさせられ、結局約60万円も支払ってしまった。

### [ アドバイス ]

- 表示された電話番号には絶対に連絡しないでください。自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。
- 指示されるままに遠隔操作ソフトのインストールに同意したり、サポート契約等の支払いのためにと、プリペイド型電子マネー等の購入を求められても応じてはいけません。
- 契約や解約について困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等(消費者ホットライン 188)に、警告画面の消去方法などの技術的な相談については、独立行政法人情報処理推進機構の情報セキュリティ安心相談窓口(03-5978-7509)にご相談ください。

## 断っているのにしつこい勧誘電話 法律違反です

### [ 事例 ]

お得な電気料金のプランがあると電話がかかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、それには答えず「必要ない」と言っているのに、何度も電話が来る。電話が来ないようにしてほしい。

### [ アドバイス ]

- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名、連絡先等を聞いた上で「いいません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。

## お使いの製品 リコール対象製品ではありませんか?

### [ 事例 ]

台所に置いていたヒーターから火が出た。水を掛けて火を消したが、ヒーターを外に出そうとした際に、やけどや擦り傷を負った。購入した家電量販店に連絡し調べてもらったところ、そのヒーターがリコール対象製品であることが分かった。

### [ アドバイス ]

- 製品などに何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性がある場合に、事業者が製品の回収、修理などのリコールを実施することがあります。
- リコール対象製品の使用を続けると、火災やけがなどの事故につながる危険性があります。
- 消費者庁の「リコール情報サイト」などを利用し、お使いの製品の安全情報を確認しましょう。リコール対象製品である場合は、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店などの事業者に連絡してください。

## 貴金属の買い取りが目的!? 強引な訪問購入に注意

### [ 事例 ]

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「貴金属はないか」と強く言われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。怖くなって、ネックレスなどを探して渡してしまった。探している間に、買取書のチェック欄に勝手に記入され、近くに置いていた印鑑で捺印までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。

### [ アドバイス ]

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求められません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。

## 特殊詐欺被害の現状と対策

### 令和5年中の特殊詐欺被害情勢（暫定値）

- 認知件数 189件（前年比－15件）
- 被害金額 約6億6,000万円（前年比＋約2億9千万円）
- 被害層 65歳以上の高齢者が約8割
- 被害の入口 固定電話が約8割
- 手口の特徴 キャッシュカードをねらった手口※が半数以上

※ キャッシュカードをねらった手口

警察官や百貨店職員等を装った詐欺の電話があり、その後、自宅を訪問した犯人（受け子）にキャッシュカードをだまし取られたり、隙を見て盗み取られる手口です。言葉巧みに暗証番号を聞き出され、ATMから現金を出金されます。

### 固定電話の防犯対策

- 防犯機能（警告メッセージ機能と自動録音機能）の付いた電話機に買い替えましょう。
- 番号表示サービスを利用して、相手の電話番号を確認し、覚えのない番号には出ないようにしましょう。  
NTT西日本は、70歳以上の方がおられる家庭を対象に、同社のナンバー・ディスプレイ（番号表示）及びナンバー・リクエスト（非通知着信拒否）サービスを無償化しています（申込専用ダイヤル **0120-931-965**）。
- 国外からの詐欺電話が急増しています。国際電話を利用されない場合は、利用休止しましょう。  
利用休止に関するお問合せは、国際電話不取扱受付センター（**0120-210-364**）にダイヤルしてください。
- 在宅時も常時留守番電話に設定し、相手を確認してから、かけ直しましょう。

### キャッシュカードの防犯対策

- キャッシュカード（ATM）の利用限度額を見直しましょう。
- 1日あたりの上限額は多くの金融機関で50万円です。自身の生活に合わせた金額に引下げましょう。
- 引下げ手続きはご利用の金融機関のATMを使って無料で行えますので、ATMの画面をご確認ください。

### 投資関連の詐欺に要注意

- 国内で投資への関心が高まっていることから、関連した詐欺も発生しています。
- 特に SNS（LINE、Facebook、Instagram等）が被害の入口になっています。
- SNSの広告やLINEグループ等で著名な投資家や経済学者等を装って投資に勧誘され、さらにアプリ等を用いて利益が出ているように偽装される等、高額な被害につながります。

## ★★ 5月は消費者月間です ★★

※ 「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。

### 令和6年度消費者月間統一テーマ

### 「デジタル時代に求められる消費者力とは」

5月に講演会を予定しています。

ご興味がある方は、ぜひメールマガジンにご登録ください。

### 見守り、啓発用のカルタを貸し出します

京都府消費生活安全センターでは、地域の集会等での見守りや啓発活動のために使っているだけのグッズとして、推進員及びコンシューマーボランティアの皆様にも、**詐欺防犯対策競技カルタ「百サギー蹴」**の貸し出しを行います。

貸し出しを希望される際は、京都府消費生活安全センター(電話075-671-0030)までご連絡をお願いします。なお、個数に限りがございますので、貸出し日については、ご要望に添えない場合もあります。

<カルター例>

- ・「い」…上の句『今だけ』と 特別価格! あせらされ…」下の句「買わない選択 ずっと得かも」
- ・「こ」…上の句「怖いので 断りきれず 契約書」下の句「自分を責めずに すぐに相談」

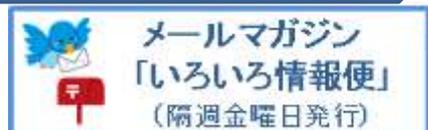
その他、消費者トラブル防止替え歌(「お断りの歌」「クーリング・オフの歌」)もあります



～困った時は、お気軽にご相談ください～



©消費者庁



京都府消費生活安全センターでは、消費生活に関する様々な情報を、メールで発信しています。配信ご希望の方はご連絡ください。

《消費生活相談》(平日9時～16時)  
075-671-0004

《若年消費者ほっとダイヤル》(平日9時～17時)  
075-671-0044

発行：京都府消費生活安全センター  
電話：075-671-0030(事務)  
FAX：075-671-0016  
メール：kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

### 震災に便乗した詐欺的トラブル等に注意ください!!



見た目では自宅に被害はないが、訪問してきた工業者に「このままでは危ない。すぐに工事が必要だ」と言われた。

「保険金を使えばタダで住宅修理ができる」と言われたが本当か。



市役所を名乗り、義援金を集めると訪問されたが信用できるか。

- 地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。
- 住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 「保険金使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。